

# 公共経営としてのNPO

## NPOの非市民的發展とその帰趨

澤田 貴之

### 目次

- 1 はじめに
- 2 NPOの社会経済的な位置付け
  - 1) NPOと企業の違い
  - 2) 社会経済におけるNPOの不可避性
- 3 「ソーシャル・キャピタル」と社会経済の発展
  - 1) NPOの市場経済への関与と限界
  - 2) 「ソーシャル・キャピタル」の形成を阻むもの
- 4 非営利法人のガバナンス
- 5 モラルハザードと非公益性：日本の公益法人
- 6 結語 真の「ソーシャル・キャピタル」形成に向けて

## 1 はじめに

この半世紀間、先進諸国、発展途上諸国を問わず、世界的に個人の主体性・自立性の実現の場としてコミュニティ、ボランティア活動はますます活発化している。しかしながらこうした活動は決して新しいものではなく、元々政府・企業に先行して存在してきたものでもあり、非常に長い歴史と伝統を有しているものでもある。教会、寺院の救貧・慈善活動、ギルド（同業組合）から、相互扶助を目的とした地域コミュニティまで、伝統的なNPO（Non Profit Organization）は枚挙に暇がないほど存在していたのである。

前近代から存在してきたこれらの伝統的なNPOは主としてメンバー制をとり、メンバー（会員）の入退出が自由でなく、そもそもメンバーの加入要件が身分・職業などによって規定される閉鎖的なコミュニティとして成立していることが多かった。このような限定的かつ閉鎖

的な性格を持っているとはいえ、古いコミュニティの減退と崩壊は日本に限らず、先進国全般で進行しており、その結果、様々な諸問題が噴出している。これらの旧コミュニティに代わるものとしてロバート・パットナムが主張してきたように、水平的なネットワーク、信頼、規範を中心とした社会と、そこから人々の協調的な行動を生み出すことのできる「ソーシャル・キャピタル」の構築こそが重要であるとする社会的認識も高まってきており（Putnam [1993] [2000]）、新たな開発概念の一つとしても、その認知度は急速に高まりつつある。

「ソーシャル・キャピタル」という概念は先進国、途上国を問わず、あるいは国際機関や政府によっても広く用いられるようになっており、その構築と発展は一つの目標ともなっている。他方でNPO先進国では政治的圧力団体としてロビー活動を中心に政策・行政に深くコミットしている米国、EU、スウェーデン等のNPO・NGO（Non Governmental Organiza-

tion)から、権威主義体制の法規制下で抑圧にさらされながら活動を進めるか、あるいは政府の代行機関化している発展途上国のNPO・NGOまで、それらの事業体・団体は国ごとに様々な特徴を有している。これら世界のNPOを一律に定義することは極めて困難でもある。

本稿ではNPOを単なるNPO法人やNGOとしてだけでなく、様々な民間財団、公益法人等を含んだより広義なものと定義して、「市場経済」との関係、「公共性」「公益性」と「経営」のあり方を日米の比較を交えながら、日本における「ソーシャル・キャピタル」の発展を遅らせてきた主因について批判的な検討を行っていくことにしたい。

## 2 NPOの社会経済的な位置付け

### 1) NPOと企業の違い

NPOであることの要件としては、1990年代にサラモンらを中心としたジョンズ・ホプキンズ大学のNPOの国際比較研究チーム(The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project)による以下の5点がよく知られている。

- (i) 利潤の非分配原則。
- (ii) 法人か否かを問わず、組織として成立していること。
- (iii) 非政府組織であること。
- (iv) 独立した組織運営が行われていること。
- (v) 自発的な要素をもっていること (Salamon [1997])。

以上の他に社会的な使命(ミッション)をもっていること(Drucker[1990], 谷元「企業とNPOのフォア・フロント」奥林他編[2002] 32-33頁)も欠くことのできない要件である。しかしながら以上のような非営利法人の定義やこれまでの研究の多くは営利法人や現代の株式会社との違いに重点を置きつつも、現実に非営利法人も取

益事業を営むケースが多いため、非営利、営利を問わず、事業運営、もしくは経営そのものに関しては安易な経営アナロジー(類推)が適用されてきた。

非営利法人の経営者としての資質・条件を挙げることや(ドラッカー)、マーケティングの導入等(コトラー)がそうした事例といえる。またこれら法人といえども市場競争(非営利法人同士の競争、企業との競争)にさらされることに変わりはないため、営利企業の経営メソッドを導入することは、比較的早い段階から経済学者・経営学者によって主張されてきた。医療法人、学校法人、美術館等がそれらメソッド導入の先駆的事例として知られている。

このように米国では非営利法人への先駆的な経営メソッドの導入、さらには医療機関に対する第三者評価、あるいは学校法人、特に大学に対する第三者評価や、各法人に対しての財務状況を中心とした指標として評価する格付け機関によるランク付け(金融市場での評価)が制度化され定着してきた。また日本でも90年代末からこうした制度が一部とはいえ、導入の兆しを見せはじめている。

これら一連の動向は民間企業(現代の株式会社)の競争原理、利潤追求からコンプライアンス(法令順守)に至るまでの様々な事項の類推的な導入を特徴としており、他方ではコーポレートガバナンスに対比されるべきNPOガバナンスは全く確立されておらず、これに関する議論・研究もほとんど見られないのが現状である。第4節以降ではこのような「統治」の貧困と「経営責任の不在」がもたらす帰結を、NPO法人に先行して存在してきた非営利法人(公益法人)の日本における問題点を具体的に指摘しつつ、考察していくことにしたい。その考察に入る前に簡単であるが、本節と次節でNPOの社会経済における「存在の不可避性」及びNPOと「市場経済」「政府」との関係について触れておかね

ばなるまい。

## 2) 社会経済における NPO の不可避性

零細な NPO・NGO も含めてこれらの団体が政府や行政だけでなく、民間企業が対応することのできないサービスを提供しているという意味で、経済的には政府・企業に次ぐ「第三のセクター」(Third Sector)として、今や国内経済においても欠くことのできない存在となっている。NPO が先進的に発達した米国では産出額で 80 年において GDP の 5%，米国に遅れて日本でも 95 年に 2.3%相当に達していたとする推計がある (Salamon, “The American Experience”, Anheier, Seibel et al. [1990] pp. 220-221. 山内 [1997] 30 頁)。GDP 比に関しては未だ政府・民間企業部門に対しては遠く及ばずとも、少なくとも成長しつつある一つの産業部門であることは確かであり、以下に掲げる理由、もしくは背景から現時点での経済指標以上に社会経済的に重要な役割を担っているという意味で、第三のセクターと呼んでも差し支えなからう。

### (i) 大きな政府から小さな政府へ

80 年代を通じて英国のサッチャー政権、米国のレーガン政権の登場によって政府の役割が縮小して、世界的に市場経済の機能が重視されるようになったが、このことによって他方で社会的弱者に対する財政支出が削減される恐れが生じたこと、福祉国家自体も財政負担と国民の税負担がピークに達していたこと、既に高齢化社会に突入していた先進諸国では介護等に対してボランティアに依存せざるをえなくなったこと等を指摘することができる。この場合、NPO・NGO は、政府補助金を受けながら従来行政サイドが十分に機能させてこなかった公的サービスを従来よりも低いコストで補完するという機能を担ってきた。

### (ii) 情報の非対称性に伴うサービス供給の必要性

政府が公共財として提供しているもの、特にサービスに対してすべてのタックスペイヤー(納税者)が税負担に見合ったものとして納得しているわけではない。例えばサービスの量・質について税の高負担者(所得水準がアップミドル以上の層)は、画一的で平等な供給に対してそれを不足として不満を抱くかもしれないし、低納税者は税負担以上にサービスを受用することができるかもしれない。また税負担をすることなくサービスにただ乗り(フリーライダー)する者も現れるであろう。こうした場合、個別に供給サイドと需要サイドのギャップが生じるだけでなく、需要側が欲するサービスの量・質を供給側が認識できないという情報の非対称性も発生することになる。このような需給ギャップを埋めるために NPO が必要とされることが考えられる。

### (iii) 高齢化社会の進行

最初に指摘した背景と一部重なるが、高齢化社会が進行することで政府財政による負担が限界に達して「下からの」自発的なボランティア活動だけでなく、「上からの」法制度的な支援も進展することで、NPO 活動が活発化することは成熟した社会の一つの証でもある。ただし、日本の場合、高齢化社会の進行はかつて他の先進諸国が経験した以上に加速しており、(i)の行政コスト削減という観点から介護事業等がより「営利化」の方向へ進みつつある(これらの問題点については後述する)。

### (iv) 企業との対立と協調、市場経済への関与の増大

90 年代に国際的 NGO が、企業による内外での環境破壊、人権侵害、劣悪な労働条件の放置、健康被害などの非倫理的行動を告発し不買運動

を展開するという動きが世界的に顕著になったために、企業側も自ら NGO を設立するか、企業に対して敵対的行動をとる NGO と一定の対話路線ないし協調を進めることで対応せざるをえなくなった。こうした NGO と企業との相反する複線的な関係と並んで、市場経済下で企業に「倫理」「社会的責任」(CSR; Corporate Social Responsibility) を求める具体的な動きとして、SRI (Socially Responsible Investment) の進展が加速してきたことも NGO の社会的発言力を増す大きな契機となった。

この現象は NPO・NGO の積極的な市場経済へのコミットメントとあってよく、米国では伝統的に前世紀の 20 年代頃からキリスト教会による資産運用・投資に際して、アルコール、ギャンブル、タバコ関連の企業への投資を忌避していたことにまで遡ることができる (いわゆるネガティブ・スクリーニングの存在)。60 年代にはラルフ・ネーダー (Ralph Nadar) らによる消

費者運動が高揚し、70 年代に入ると SRI 専門のファンドも登場するようになった。80 年代以降、エイミー・ドミニ (Amy Domini, cf. Domini [1983][2001]) らの運動とファンド設立によって、SRI マーケットと投資の選別基準 (ポジティブ・スクリーニング) が拡大し教会、大学、病院、年金基金、教会、財団、NGO による企業・市場経済へのコミットメントが世界的に注目されるようになった。また欧州でも SRI は法令化を通じて制度的に定着しつつある。

以上の理由と背景が関係しながら日本では 98 年に議員立法として NPO 法 (特定非営利活動促進法) が成立し、NPO、NGO が法制度的な認知を受けたものとして社会的な需要を担うようになった。その活動領域は医療・保健・教育等幅広いものとなっている。同法によって設立された NPO 法人は「公益法人」の範疇に属すが、公益法人自体は NPO 法人以前から存在し

表 1 公益法人の種類と課税 (国税) の取り扱い (日本)

公益法人(非営利)の種類	課税対象	法人税率	(1)寄付金枠 (当該法人が寄付をした場合の損金参入限度額)	(2)みなし寄付金
社団法人 (民法) 財団法人 (民法) 学校法人 (私立学校法) 社会福祉法人 (社会福祉法) 宗教法人 (宗教法人法) 医療法人 (医療法) 更生保護法人 (更生保護事業法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則非課税</li> <li>収益事業(33業種)により生じた所得に限り課税</li> </ul>	22%	所得金額の 20% 学校法人, 社会福祉法人, 更生保護法人は所得の 50%又は年 200 万円のいずれか多い金額	収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄付金とみなす。
NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則非課税</li> <li>収益事業(33業種)により生じた所得に限り課税</li> </ul>	30% (所得 800 万円までは 22%)	所得金額の 2.5% 認定 NPO 法人については, 所得金額の 20%	認定 NPO 法人については, 収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄付金とみなす。

(出所)『公益法人白書』[2003] 3 頁, 14 頁より作成。

ており、財団法人、社団法人、学校法人、医療法人、宗教法人等が代表的なものである。それらの種類を示したものが表1である。税制・寄付金の側面からもそうであるが、NPO法人は先行公益法人に比較して制度上恵まれているとはいえない。他方で、日本の「官製公益法人」については過去、多くの批判が続けられてきたにもかかわらず、依然として官益の牙城は磐石なものとなっている。この事実は、(概念と実態の両方の意味での)「市民社会」と市民活動の歴史の浅さと官優位社会の一端を物語っているとともに、日本が先進諸国よりも、むしろ開発途上国にしばしばみられる肥大化したパブリックセクター固有の諸問題(不効率、独占、官僚支配の弊害等)を抱えていることを示している。

### 3 「ソーシャル・キャピタル」と社会経済の発展

#### 1) NPO の市場経済への関与と限界

R. パットナムは、1970年以降、中央から州への大幅な税源と権限委譲という一律の条件下で生じたイタリアの民主主義の機能性、社会経済発展度からみた南北間格差を著書『哲学する民主主義』(1993年)の中で、長期にわたる現地調査と様々な指標を用いて、そうしたパフォーマンスが市民活動の活発さに由来するものであることを論証しようとした<sup>(1)</sup>。

パットナムは続く著書『ポーリング・アローン』(2000年)では、米国社会で個人の様々な政治、社会、宗教活動等への参加が少なくなっている現状に警鐘を鳴らしつつ、他方でイタリア同様、南北の州によってNPO活動とそのパフォーマンスの違いに影響を与えている姿を克明に描き出した。パットナムによれば、米国社会は「ソーシャル・キャピタル・イノベーション」と呼ばれるNPO設立ブームを1870-1920年頃に迎えており(Putnam [2000] pp.

367-401)、NPO活動は非常に早い時期に政府から補助金を得ながら、政府・NPOのコラボレーションが定着してきた。しかしサラモンが言うように1980年代のレーガン政権期以降、補助金のカットに伴い、あるいは寄付金の減少が生じたことで、NPOは財政的な独立性を求められるという困難な時代に入っていくことになった。そしてUNDP(国連開発計画)をはじめ、あらゆる統計指標が指し示しているように富の偏在・貧富の格差が米国社会を覆うようになっていった。

そのような富の偏在、貧富の格差を埋めるため、言い換えれば政府に代わって所得再分配機能のかなりの部分をNPOが担わなければならないようになったわけだが、現実にはその機能も十分に果たされているとはいえない。代表的なNPOとして、米国には日本の公益法人に相当する財団(foundations)が存在し、様々な形の資産を保有・管理・運営している。これらの財団は、自らサービス生産を行う事業型財団とサービスを生産・提供するNPOに資金供給を行う助成財団に分かれる。さらにこれら財団は資産提供者の違いによって(i)独立財団(independent foundations)(ii)企業財団(corporate foundations)(iii)コミュニティ財団(communitary foundations)に分かれており、(i)では個人・家族が、(ii)では企業が、(iii)については、特定地域における多数の篤志家が提供した資金を元に複数の独立基金を運営する形をとっている。

このうち独立財団が数・資産では全体の各々89%、85%(01年)を占めて財団の主流形態になっているとともに、伝統的な形態ともなっている。ここから米国最富裕層の伝統的な力を窺うことができる。これらの財団の規模は日本と比較しても非常に規模が大きく、表2にみるように日米財団のトップ10の差は甚だしいものとなっている。日本と比較して近年、米国の財団全体(その数は01年時点で6万2千近い)で

表2 日本の上位10財団（資産総額，単位：億円，2002年度決算）

財団名	資産総額	年間助成額	主務官庁
1 笹川平和財団	794.74	3.78	
2 稲盛財団	645.22	2.00	文科省，経産省
3 平和中島財団	521.80	6.31	文科省
4 微生物化学研究会	391.22	0.08	文科省，厚生労働省
5 交通遺児育英会	350.33	11.34	内閣府，文科省
6 トヨタ財団	299.34	4.83	総務省
7 河川環境管理財団	285.63	5.33	国土交通省，経産省
8 住友財団	199.69	3.76	総務省
9 三菱財団	198.11	4.77	文科省，厚生労働省
10 電通育英会	197.69	1.68	文科省

米国の上位10財団（単位：億円）

財団名	資産総額	年間助成額	年度末日
1 Bill & Melinda Gates Foundation	28,802	1,385	02/12
2 Lilly Endowment Inc	12,025	666	02/12
3 The Ford Foundation	11,123	610	02/09
4 J.Paul Getty Trust	10,314	—	02/06
5 The Robert Wood Johnson Foundation	9,583	431	02/12
6 The David and Lucile Packard Foundation	7,411	513	01/12
7 The William and Flora Hewlett Foundation	7,273	168,214,000ドル 202億円02年12/31	01/12
8 W.K.Kellogg Foundation	6,614	240	02/08
9 The Starr Foundation	5,718	294	01/12
10 John D. and Catherine T. MacArthur Foundation	5,042	201	01/12

（出所）『助成団体要覧 2004』14-17頁。Foundation Center Home Pageより作成。

は助成金が増大しており，01年の財団全体の総資産額は約4800億ドルにも達しており，助成金総額は300億ドルを突破している（以上の数字はFoundation Yearbook 2003）。日本の場合，2003年度における財団数は652，総資産は約1兆4000億円である。仮に1ドル105円で為替換算すれば，総資産では米国の3%にも及ばない。

また人口一人当りの換算では米国が20万円を超えているのに対して，日本は1万2000円にも満たない。両国の一人当たりGDP(2001年米国約3万5000ドル，日本約3万3000ドル)がかなり接近していることを考えれば，NPOに対する資金支援は日本の場合，その財源と助成額が著しく小さく，NPO活動を大きく制約してい

ると判断することができる。

もっともこれら助成金供与についても偏りが存在している。米国では 97 年から 01 年に助成金は 2 倍近くに増加したが、地域・州別に見れば、ニューヨーク、カリフォルニア、ペンシルバニア、ワシントン、テキサスに助成金全体の半分近くが振り向けられている (*Foundation Yearbook 2003*)。このような助成金供与に示される地域的な偏在と NPO 活動は明らかに関連していると推察できる。また研究に対する助成金供与でも米国の財団の存在がいかに大きいかかわかる。そして巨額の資産を運用・管理しなければならない米国の財団では「機関投資家」としてのビヘイビアが定着しており、他方、日本の財団は 90 年代前半以降、全体で年間事業費を縮小させており、「機関投資家」としての経験・技術も未熟な状態を脱していない (山内 [1997] 110-114 頁)。

既述の如く、米国での SRI においては機関投資家としての NPO・NGO が重要な役割を果たすようになってきているが、他方で市場経済を標榜している米国においてさえも企業開示が十分ではない領域が存在している。特に政権内部の閣僚たちとの癒着が顕著な軍産複合体企業群の場合、反戦・反軍需を唱える NPO・NGO にとって、SRI を通じた投資選好や企業責任を問うキャンペーンはそもそも通用しない。なぜならば、イラク戦争後の復興事業を受注したテキサスの巨大エンジニアリング会社ベクテルも石油関連会社ハリ・パートンも株式非公開企業、言い換えれば「完全な」経営者 (による独占) 支配企業だからである。同じく「共和党中道派の金庫」と呼ばれているカーライル・グループの投資ファンド会社も世界最大の未公開投資 (プライベート・エクイティ) 会社である。機関投資家としてより強い位置に属す NPO (年金基金、財団等) が、軍需関連投資割合の大きい同社に出資することは格段に珍しいことでは

表 3 日米の SRI 比較

日本 2001 年(億円)	米国 2001 年(10 億ドル)
資産残高 640.62	資産残高 2,319 (約 300 兆円)
投資運用資産全体に占める比率 0.4%	投資運用資産全体に占める比率 12%
投資信託設定本数 9	投資信託設定本数 230 (55)

(出所) Social Investment Forum [2001] p. 6, p. 12. 貞清 [2003], 15 頁より作成。

注) 米国の投資信託設定本数の ( ) 内の数字は 95 年。米国の資産残高はミューチャルフンド、個別勘定 (機関投資家の資金を金融機関が運用する形態)、コミュニティ投資等を含む。日本の場合はミューチャルフンドのみ。

ない。この場合、「倫理」や「価値判断」よりも「運用実績」が投資行動の最高の価値尺度となるからである<sup>(2)</sup>。

このように米国でさえ、SRI を通じた NPO による市場経済への関与には一定の限界がある。表 3 が示しているように、日本の場合、前述した SRI の導入は欧米に比較して最近のことにすぎず (99 年に初の SRI ファンドが設立された)、NPO による企業監視も一つの概念として紹介され、ようやく緒についたところである。これは主として日米の資本市場の違いによるところが大きい、肝心の投資主体の一つとなる NPO が伝統的に育ちにくい土壌にも起因している。すなわち非営利法人全体からすれば学校法人、医療法人、民間財団以外に政府系特殊法人と「官製公益法人」が、NPO 法人よりもはるかに先行して 1990 年代前半まで数を増加させてきたという「非市民的な発展経緯」を抱えてきたからである。公益法人は官僚の利権の巣窟であるとともに、民業を圧迫するという批判が展開されて久しいが、元々それらの事業のなかには NPO によって代替できるものも少なくなく、行政的な措置 (独占的な許認可権・事業) によって本来の「公益事業」の展開も阻害

されてきたという側面もある（この点については第4節で詳述する）。

日本の場合、これが巨額の資金を運用する「官製公益法人」となると、金融市場での運用能力の欠落と結びついて、運用失敗から損失額も巨額にならざるをえない。典型的な例として年金資金運用基金を挙げることができよう。例えば厚生年金基金の運用では02年の資産残高は45兆4,874億円で、前年度末と比較して約6兆円の損失を出している。年々の金融市場の動向も関係するが、2000年から資産残高は減少気味である（厚生年金基金連合会 [2003]）。公益法人の天下り官僚の運用能力に対して、一般国民や専門的な投資家層が疑念を抱くのは当然といえよう<sup>(3)</sup>。

## 2) 「ソーシャル・キャピタル」の形成を阻むもの

イタリア、米国に関するパットナムの一連の研究が示すように、市民活動の活発さを計測するための一つの主要な指標が、様々なNPOの数とその活動内容である。それらNPOはその活動次第で中央議会・地方議会に対して、ロビー活動を通じて有効な圧力団体となりうる（ただし米国の場合、政治的中立を欠くNPOは税法上不利になる）。しかし、市民の声が政党以外のルートから様々なNPOの主張として議会に届くまでには、職業的な政治家と市民・投票者の間に存在している官僚による行政上の壁が低いことが絶対的な条件となる。

その壁とは各国の間に長年にわたって構築されてきた開発体制の構造上の問題であり、政官癒着の強固な壁のことである。この障壁が各国間、あるいは国内の地域間における民主主義の効率的な浸透に大きな格差を生む最大要因となっている。それでも数量的進展も含めたNPOの活動は、現行の行政・議会パフォーマンスに市民が充足感を抱くことができず、需給

ギャップが存在するとき、あるいは貧困等のより深刻な問題が解決されぬまま放置されている状況下でも活発になりうる。途上国の事例はこのことをよく物語っている。活動内容の差異を別にすれば、むしろ開発途上国の方が先進国よりも需給ギャップが大きいことと、外からのNPOによる支援も加わるという事情が重なるからである。

ただ途上国の場合、その必要性が非常に急迫した需給ギャップに起因していることを特徴としている。例えばインドでの故マザーテレサによる救貧活動とその性格は、ヨーロッパ18世紀のそれに近いといってよく、先進国と途上国の政治と行政に対する需給ギャップは、そもそも絶対的貧困の比重の大小を含んだ差異を伴っているのである。それゆえアマルティア・センは「エンタイトルメント」という開発概念を通じて社会的・経済的に周辺に追いやられた人々が、まず社会経済へのエントリー資格（例えば教育）を持つことこそが重要であることを世界に浸透させてきた。また「エンパワーメント」という概念についても然りである（Sen [1981] [1999], Friedmann [1992]）。

日本、及び同様の行政の肥大化した国家とNGOとの協同機会がないわけではないが、それらの国家は官僚によって構築されてきた名目上の非営利法人（政府系特殊法人、公益法人）を擁しているために、本来のNPO、あるいはNGOは、むしろ官製非営利法人の周辺的なサブコントラクター（下請）的な位置に留まりがちである。経済成長及び経済発展が、その前提としてNPO・NGOに示される市民活動によってもたらされるとは言い難いが、少なくとも経済成長の成果が市民活動によって反映されているか否かという点は、一国の民主主義の機能程度を知る上での最も重要な指標であると考えられている。

パットナムの分析は、市民活動が議会制とデ



モクラシーの機能にとって重要なファクターであることを指し示すことはできても、決してそれが経済発展へとつながることを一義的に論証しえたものではないことに留意する必要がある。彼の代表的な地域分析は北イタリア地方の経済発展に着眼したものであるが、その地域が中世的緊縛に囚われない史的経済発展を遂げていたことと、現代におけるユニークな産業クラスター(繊維、輸送機械等)と柔軟な構造を持った中小企業群の形成が先行していたため、むしろ経済・産業発展による所得の上昇が市民活動を誘発・促進したともいえるのである。

従って両者の因果関係を追及していくと、「卵が先か、鶏が先か」という議論に陥る可能性もある。そのためにもパットナムの主張とメッセージをより正確に把握しておく必要がある。その意味するところは単なる産業の成長・発展への帰結ではなく、より高次の社会経済の発展(もしくは持続可能な発展)への展望であると見なすことができる。狭義の経済成長・発展が既成の事実として存在しているならば、当該国家・地域の市民活動とデモクラシーがより十全に機能することを妨げるものは、既に言及したとおり、市民活動に優越した行政、すなわち統治機構とその構造に求められるのである。

#### 4 非営利法人のガバナンス

企業と NPO の決定的な違いは、前者が利益の獲得とその最大化を目指して経済活動を行うのに対して、後者は獲得した事業収益を役員に分配しない非分配原則が存在していることである。この場合、専従有給スタッフへの給与と必要経費を差し引いた事業収益分は翌年の活動に再投資されることになる。これが企業の場合になると役員報酬のみならず、最大のステークホルダー(利害関係者)である株主への配当に目を配らなければならなくなる。

企業であってもステークホルダーの範囲は株主だけでなく、従業員、取引先、顧客、取引銀行(メインバンク)などにまで広がるものとして捉えることもできる。これらステークホルダーの中心に位置する株主は、企業経営に対して利益の最大化を要求し、その判断基準として株価、一株当たりの株価収益率、売上高、経常利益、キャッシュフロー(手持ち現金の動き)、格付け機関によるレーティングなどの様々な経営・財務指標を通じて市場での企業価値を押し量っていくことになる。

対して NPO の場合、企業・経営者に対しての株主という関係は存在しないし、市場の評価・価値とは区別された社会的な評価を得なければならぬ。この評価を計測することは企業ほどはっきりしたものではなく、極めて曖昧である。むしろ NPO にもステークホルダーは存在するが、それは会員、寄付者、サービスを受給する人々を範囲とするだけでなく、さらに広く社会全体に対して使命を果たすものとして捉えることができる。E. ジェイムズが多くの調査結果から結論付けたように創設者・経営者は利潤獲得という動機ではなく、イデオロギーを第一の動機として NPO を運営するケースが多く、宗教法人はこれに最も適合する NPO の事例として挙げられている(ジェイムズ、ローズエイカーマン [1993] 邦訳版, 61-62 頁)。

実際には医療法人や財団・社団法人、学校法人、宗教法人などの広義の NPO は非利潤動機や社会貢献という使命を帯びながらも、そこでは常に利潤の非分配原則が貫かれているとは限らない。理事たちの報酬額が高く設定してあれば、そこに口を挟む、あるいは挟めるステークホルダーはいない。また高額な医療機器や教育機器の導入や建物の建設のように有効的な投資なのか、理事と単なる業者との癒着の結果なのかは外部の者には判別しにくく、監査もなおざりになりやすい。内部でのモニタリングも十分

ではないか、そもそもモニタリング自体不在であるケースが多い。そしてコーポレートガバナンスに比較して、NPO ガバナンスが経営学者、経済学者によって論じられる機会は稀である。

一般に広義の NPO 経営者に対しては株式会社ほど法規・倫理面でステークホルダーと社会に対しての責任の所在が明確ではなく、他方で経営者たちは設立に際して「公益性」「社会的使命」が掲げられるために社会的な信頼を集めやすく、運営上も特別な法人として税をはじめとする様々なメリットを享受することができる。しかし医療法人や学校法人といえども、サービス供給と顧客獲得をおこなわなければならないという点で、企業と同様に市場と向き合っている。米国では 70 年代以降、早くからこれら法人を含む NPO の経営手法や第三者評価、マーケティングなどがドラッカー、コトラーのような著名な経営学者たちによって提起されてきた。そして実際に企業とは異なる NPO に即した経営が実践されてきた。

米国で先行して行われてきた金融機関・企業に対する格付け機関による NPO の評価や、経営の専門家を養成する大学院課程（医療経営、大学経営）の設置を通じて、日本でも民間の経営メソッドが導入されるようになっており、医療法人や学校法人に関して財務面のみならず、様々な評価基準と指標の作成が進展中である。その場合、経営的な合理性追求がより強化され、他方で法制度的な保護を前提とした「擬似企業化」への歩みが本来の NPO の使命を希薄化してしまう危険性を残している。

さらに NPO が利潤の処分以外に、企業と決定的に異なる点は市場からの退出が明確でないことである。すなわち倒産・経営破綻が曖昧であるだけでなく、事実上の破綻状況にあっても存続し続ける場合があることと、同じ事業分野での競争が存在するにもかかわらず、当事者には企業ほど競争意識は明白でないことである。

う。それでも広義の NPO については、それらの経営研究と企業と共通する経営メソッドの浸透は比較的進展してきたといってよい。しかしながら狭義の NPO 法人や法人格のない NPO となると、理念をもったリーダーの数だけ大小様々な NPO が乱立して存続し続けるか、自然消滅するかの方向を歩むことになる。設立の理念から企業経営のメソッド導入はメンバーの反発を買うことも予想され、難しい側面がある。ただこうした難点も大規模 NPO であれば、状況に応じて理事会・専門スタッフに民間企業経営者や財務の経験者が入るか、(バランスのとれた) 企業との人事交流が進むことで、ある程度解決するものと考えられる。

ただし、営利企業の「経営論」を過剰に NPO に対して適用することには慎重さも求められる。営利企業と異なる NPO 運営上の困難について、エドワーズらが指摘するように、NPO はサービス提供の効率性とアドボカシー活動の両方の機能を担わなければならないが、実際にその両立は困難である (Edwards, Hulme [1996])。それゆえ前者のサービス提供の効率性を主眼とした「経営論」が先行する傾向がある。米国では NPO によってこの二つの機能が分かれて、それぞれ特化していたが、近年ではサービス供給組織、アドボカシー組織の双方共商業化する傾向にある。日本の場合も例外ではなく、特に社会福祉領域で活動する NPO には、行政サイドがコスト削減化を一義的目標としているために、公的支援の効率化・合理化を通じて (サービス活動に対する出来高払いの委託契約制の採用等)、NPO の財政状態が悪化して経済効率性への要請が増大し、先の「ジレンマ」が深刻化する方向をたどっている (須田 [2004] 27 頁)。

公益性の高い特定領域における NPO、さらに (独立行政法人化する国立大学も含めた) 大学法人等も含めて、本来のミッションとともに

それら NPO 固有の価値・哲学・組織原理が尊重されなければならないことはいうまでもない。実際、日本において「経営論」が導入されなければならない部門とは「官製公益法人」であって、そうした改革以前に、この過剰なセクターの「存在」こそが、より問題視されなければならないのである。

## 5 モラルハザードと非公益性：日本の公益法人の場合

日本では米国型の民間財団や本来の NPO が台頭する以前に、官製公益法人が主な NPO の形態として設立されてきた経緯がある。政府と NPO のコラボレーションが叫ばれるなか、そのコラボレーションも政府に対する従属的な側面を孕みながら進展してきたため、市民活動、及びその自由度に対する政府側の理解力・認知度は依然として浅いままである。要するに日本の NPO・NGO が未だ十分なアドボカシーを展開することができないのは、表面的なコラボレーションの進展の裏側で（官僚・議員による）排除の論理もそこに含まれているからである。本節では本来の NPO の発達の阻害要因として、かかる公益法人の実態の一端について触れておくことにしよう。

90 年代末から日本では小泉政権の下で、政府系特殊法人の整理・統合が進められてきたが、これは大方の予想通り、官僚、そして政権政党内部からの強い反発を経て、なしくずしとなってきた。とりわけ一般の関心は道路公団の改革に集中してきたという経緯があるが、実際には各省庁、政府系特殊法人、地方自治体の背後に控えている約 2 万 6 千余りという公益法人にはほとんど手がつけられていない。

これら公益法人については政府系特殊法人と並んで過去、マスメディアの批判・暴露が数多くなされてきたにもかかわらず、未だ官僚（ノ

ンキャリアも含めて）の神聖な領域として存続しているのである。国会では 04 年の年金法案とともに、年金資金運用基金による保養施設グリーンピアや住宅融資事業に対する杜撰さが俎上にのぼり、天下り年金官僚の実態にメディアの批判が集中したことは記憶に新しい。しかし、これは公益法人、あるいは道路公団に代表される特殊法人に示されているように、官製公益法人、特殊法人の実態をあらわした氷山の一角にすぎない。

公益法人自体は主務官庁から民間への迂回的な補助金交付をおこなうものから、特定資格の付与を主業務とするものまで、様々である。公益法人の設立は、基本的に中央・地方官僚サイドの裁量権に委ねられてきたため、過去異常とも思える増殖を重ねてきた。公益法人は民法第 34 条に基づいて主務官庁が設立許可権限を持っており、通常、(i)公益に関する事業を行うこと、(ii)非営利であること、(iii)主務官庁の許可を得ること、の三つの要件さえ満たしていれば、肝心の「公益性」については主務官庁が裁量権を持っているため、設立に支障をきたすことはない。

過去に設立されてきた膨大な公益法人（主として財団法人か社団法人に分けられる）についての全体像を知る手がかりとなるようなデータは 97 年以前にはなく、97 年から総務省によって『公益法人白書—公益法人に関する年次報告—』が発行されるようになったばかりである。むろん個々の大小様々な公益法人については情報公開法に基づいて形式的に公開がなされているが、決して十分とはいえず、会計基準についても極めてルーズな状態が維持されている。

公益法人には収支予算書、収支計算書、正味財産増減計算書、バランスシート、財産目録の作成が求められているが、商法が要求している財務諸表とは異なり、曖昧かつ単純な会計操作の余地を残している。しかも会計監査に関して

は大半の場合、無きに等しい状態が続いているのである。以下2003年版『公益法人白書』に基づいて、その簡単な実態を一瞥してみることしよう。

まず公益法人数の推移であるが、ここ7年間、法人数は先の2万6000台で推移しており、大きな増減が見られない。そしてこの中には互助・共催団体も15%程含まれている。新設法人数と解散法人数の差し引きで結果的に相殺されて、全体数がほぼ横ばいの状況となっているだけである。そして1960年代後半から1990年代前半にかけて設立された法人が全体の60%以上を占めている。これらの内現状で「営利法人等転換候補」に挙げられているものは僅か0.1%にすぎない。

こうした公益法人に対する一般的な批判の多くは、無駄な法人の存在（整理・統合の遅れ）、官僚の天下りの温床、杜撰な会計処理、民業圧迫等に集中している。社会的批判に対応した改善と改善案が全くみられないわけではないが、全体の状況と構造を変えるまでには至っていない。そもそもこれらの公益法人を管轄する主務官庁が、退職OBで固められた理事を擁する公益法人に対して厳格な対応を行うことなど期待

できないのである。

国所管の公益法人理事の総計は02年度で20,275人に達しており（前年20,525人）、公務員出身者が公益法人の理事数（国所管法人）は96年の7,080人から98年に6,338人にいったん減少している。しかし、近年においては大幅な減少は見られない。また所轄官庁出身理事数が三分の一を超える法人数も537に達している（このほとんどは都道府県所管の公益法人）。96年から公務員出身理事・常勤理事数（本省庁課長級以上の経験者か退職後10年未満の者だけカウントしたデータ）が減少した理由は、同年の指導監督基準を強化・改訂した「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（閣議決定）によるところが大きい。親族、特定企業関係者とともに、公務員にも天下り規制として理事数現在数の三分の一以下という基準が盛り込まれたからである。だが現実には多くの公益法人が非常勤理事を増員してこの基準を潜り抜けてきたのである（北沢（2001）19頁）。

もう一つ批判の多い会計基準の適用についても見ておけば、表4に示したように、公益法人のほとんどは企業会計基準よりもルーズな公益法人会計基準を適用しており、企業会計基準を

表4 公益法人における公認会計士の関与状況と企業会計基準適用状況（2003年）

所管官庁・法人数	公認会計士の関与状況別法人数		企業会計基準を適用
	関与なし	公認会計士監査	
国所管			
社団 3,850	2,279	620	46
財団 3,236	1,213	1,036	46
都道府県所管			
社団 9,154	6,733	438	308
財団 9,978	7,021	605	433
合計 26,043	17,103	2,687	831
比率(%)	65.7	10.3	3.2
前年合計	17,505	2,354	1,097

（出所）『公益法人白書』[2004] 12頁より作成。

（注）公認会計士の関与状況別法人数は複数回答のデータ。その他として会計・経理業務依頼6.2%、指導・相談16.1%、役員4.8%となっている。

適用している公益法人は全体の 3.2% にすぎない。公認会計士の関与状況も部分的なものに留まっており、全く関与していない公益法人が約 66% にものぼっている。前年比では多少の改善が見られるものの、その進捗状況は「牛歩」のごとくである。

公益法人会計については、03 年に総務省の下で公益法人会計基準検討会(2000 年設置)による報告書『公益法人会計基準(案)について』が公表され、従来よりも企業会計基準に近づけることが提案されている。また独立行政法人、特殊法人・認可法人、郵政公社等も含め、日本会計士協会や政府(財務省)によって公会計に関する一般原則(公会計原則)の検討も進んでおり、公益法人等の事業内容や財務・ガバナンス構造の多様性に応じて、どのような財務報告が適切であるのか、非財務・会計情報としての業務成果のあり方等も含めてより議論される必要があるが(古市 [2004] 138-139 頁)、それさえも公益法人の現状維持を念頭に置いた部分的な制度補修の枠を脱していない。

このことは情報公開の不徹底さと並んで、損失自体を内部の会計処理で済ませることができていることを示しているのである。そして、これら公益法人の財政規模と負債は、国民経済にとって死重的な損失として存続しているだけでなく、本来の NPO 自体の発達にもむしろ大きな阻害要因として立ちはだかってきたのである。

これら特殊法人や公益法人の正当性と合理性を備えた存在意義は、通常、市場経済制度の下で利潤の最大化を目的としては十全に機能しえない分野にのみ限定されている。上下水道、交通、電力、ガス等の社会インフラや教育、公益、医療、司法、行政等の制度資本、さらには自然環境を含む「社会的共通資本」(宇沢 [2000]) のいくつかの分野は公益事業として非営利と営利法人に分かれている。先に検討したパットナムの「ソーシャル・キャピタル」とは、こうし

た領域とこれら以外の領域に市民的な紐帯と活動が必要になるということを意味しているのである。日本の場合、個別法人の公益性と必要性は別にして、全体として公益法人を鳥瞰した場合、官僚ネットワークによって本来の定義とは異なる(陰の)第三のセクターが形成され肥大化してきた経緯がある。

このため本来の第三のセクター(NPO)が一98年NPO法案成立に示されるように、制度面から見て、先進諸国に比較して大きく遅れてきた背景の一つになってきた。官僚ネットワークとして主務官庁や自治体を頂点としながら、公益法人同士の下請け関係、実質的な民間子会社、下請け会社が巨大な陰のセクターの閉鎖的な回路を形成・維持し90年代前半まで自己増殖を遂げてきたのである。90年代後半以降の本来のNPO・NGOの興隆も、先行セクターに一部接木(業務委託)するという形で、NPO・NGOが財政的支援を得て活動が活発化した側面を看取することができる。

政府・特殊法人・公益法人との連携がNPO全体の発展を呼び起こしたことが事実であるとはいえ、これは前者の「専門性」「情報収集力」をますます希薄化して、後者の「省力化」「下請け化」を通じて前者の維持を図る従来の回路の延長にすぎないともいえる<sup>(4)</sup>。こうした傾向は、国際援助活動の領域で、外務省とNGOとの連携に特に強く見られる。この場合も西欧諸国に比較して財政的自立性を持ったNPO(あるいはNGO)が政策提案を行える機会は少なく、依然としてオブザーバーの位置に留まっているからである。異なったセクター間(政府・企業・NPO)の連携が必要であることは言うまでもないが、その場合NPO側にとってはあくまでも対等な立場が必要となろう。

官の需要と供給を反映したネットワークに代わる、本来のNPOのネットワーク構築こそが日本におけるソーシャル・キャピタル形成の鍵

となつてこようが、そのためには陰の第三のセクターと官益のよりドラスチックな縮小・整理が大きな課題であることに変わりはない。

## 6 結語 真の「ソーシャル・キャピタル」形成に向けて

広義のNPOの発展度合が両国における市民活動の差を生み出してきた一つの原因であることは否定できないし、それゆえ官主導型のNPO(公益法人)が先行的に発達を遂げ、狭義のNPO(本来の市民組織)の発達を妨げてきたことも否めない。このような発展段階差は当然のことではあるが、非営利法人の市場経済へのコミットメントの違いから様々な経営の差も生み出してきた。

米国の非営利法人経営の特徴をまとめるとすれば、広義のNPOである医療法人、学校法人などは米国にみられるように制度的に定着した第三者評価機関、格付け機関によるレーティング、これら経営に携わる人材養成のための教育プログラムが機能しており、個々のNPOにおいては経営管理、マーケティングなどの導入が早くから図られてきた。これに対して日本の場合、それらのどれもが緒についたばかりである。

また市場経済へのコミットメントの差は、NPOの資金運用能力とポジティブな価値判断の繋がりにも差を生み出しており、日米におけるSRI普及度の違いから、日本のNPOが市場経済・企業に対する「社会的責任」と「企業倫理」の行使への影響力が非常に弱いことを強調してきた。ゼロエミッション運動や環境報告書などに見られる一部の企業のCSR活動は、行政的な圧力によるものか、自発的かつ譲歩的な企業内経営戦略の一環として捉えられよう。

日本のNPO(財団・大学・医療・宗教法人等)は「市場経済」への関与という段階に達しておらず、「市場」への対応としての「企業化」志向

以前に、企業以上に自己を律した「ガバナンス」「哲学」「倫理」が必要であり、外と内にバランスのとれた情報開示とコンプライアンス(法令順守)、(行政法規の表面的遵守でなく)とりわけ労働法規の遵守、労組の尊重を含む民主化が同時に進展しないならば、経営・理事会の一方的な専制体質を維持・強化するだけに終わる側面を合わせもっているのである。広義のNPO自身が市民性と民主主義を体現できていない以上、NPOの個別財政の貧弱さと企業の株主軽視も加わって、SRIを通じた市場経済・企業へのコミットメントも当然のごとく当初から制約されざるをえない。この点については資本・金融市場における機関投資家としての一端を担うNPOの今後の成長と意識改革にかかっていると言えよう。

後半で取り上げた公益法人については改廃と民営化すべき法人の取捨選択がスピードアップ化されなければ、行政改革と経済効果は連動することはありえないであろう。公益認定を行う第三者委員会の下で厳格な整理が必要とされるだけでなく、NPO法成立以後、設立された狭義のNPOと同じセクターとして法律・税制上も取り扱われる必要もあろう。そうでなければ、主務官庁と公益法人がさらに助成金・委託金支給を通じてNPOを下請け組織化し、「官益型・途上国型パブリックセクター」の回路を拡充していく事態さえ招きかねない。そうした兆候はすでにあらわれているのである。

経済成長と発展の成果としてパットナムを読むならば、あるいは宇沢流の「社会的共通資本」に市民的ネットワークという概念を加えるならば、市民活動としての豊かさの成果(「ソーシャル・キャピタルの形成と蓄積」)の上に立った次期の発展展望が開かれるかもしれない。そのためには形だけの情報開示だけに留まらず、広義・狭義のNPO、政府系特殊法人・公益法人の理事報酬の禁止(金銭的モチベーションの排除)

とともに、強力なステークホルダー・市民代表者による総会承認制と、肩書きだけでない専門経営者としての資質を問う内部組織の改革とガバナンスの確立こそが企業の制度改革以上に急がれるのである。

## 注

- (1) パットナム批判については、サルトーリ (Giovanni Saltori) による 1970 年代の中央政府与党キリスト教民主党の与党地方政府と共産党地方政府への対応の違いが、公共政策パフォーマンスも左右したという反論がある。Putnam [1993] 邦訳版冒頭紹介参照。
- (2) 例えばカーライル・グループの投資ファンドにはカリフォルニア州職員退職年金基金 (カルパース) をはじめ、主要な米国の年金基金が出資している。なお同グループにとっての顧客とは、投資会社法 (米国) に基づく「適格購入者」(投資資産が 500 万ドル以上の個人か 2,500 万ドル以上の特定組織) のことである。  
年金基金を NPO に含めるか否かについては議論のあるところかもしれない。ブルーデントマン・ルールをめぐる議論があるものの、機関投資家としての年金基金の役割と倫理が期待されている以上、本稿では年金基金を非企業・非政府組織として最広義の NPO に含めておくことにする。
- (3) こうした運用失敗について、責任は不問にされている。市場動向によって変動するものとして、長期的な運用結果こそが重視されなければならないというのが基金側の積明である (例えば年金資金運用基金ホームページ、四半期毎の「運用状況」参照)。確かに信託銀行、生保、投資顧問会社などの金融機関に運用を委ね、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式というように幅広く運用されているように見えるが、実際は運用割当を支持する担当責任者が金融機関側の自由な運用に制約を設けていることにも運用失敗の原因があるといわれている。
- (4) 国際的な活動実績を持った NGO は国連に認定され補助金を得ているが、同時に世界的な会員数の多さから財政においてもある程度の独立性を持っている。こうした NGO の日本支部については、国際貢献の分野での政策提案 (advocacy) を通じて NGO・

NPO の地位を高める上での主導的な役割が期待できるかもしれない。

## 参考文献

- 奥林康司他編 [2002] 『NPO と経営学』中央経済社。  
 宇沢弘文 [2000] 『社会的共通資本』岩波新書。  
 北沢栄 [2001] 『公益法人—隠された官の聖域—』岩波新書。  
 厚生年金基金連合会 運用調査部 [2003] 『厚生年金基金における資産運用の状況 2002 年度 年次報告書』  
 財団法人 助成財団センター [2004] 『助成団体要覧 2004』  
 貞清栄子 [2003] 「社会的責任投資 (SRI) の動向について」三井トラストホールディングス, 調査報告, 7月。  
 須田木綿子 [2004] 「社会福祉領域における民間非営利組織の日米比較—アカウンタビリティ・レジレンマの視点から」『季刊家計経済研究』No. 61。  
 総務省編 [2003] 『公益法人白書—公益法人に関する年次報告—』  
 年金資金運用基金, ホームページ, <http://www.gpif.gov.jp/>  
 古市峰子 [2004] 「非営利法人による財務報告の特徴: 財務・ガバナンス構造との関連性を中心に」日本銀行金融研究所『金融研究』第 23 巻, 第 2 号。  
 山内直人 [1997] 『ノンプロフィットエコノミー NPO とフィランソロピーの経済学』日本評論社。  
 Anheier, Helmut K, Wolfgang Seibel et. al. [1990] *The Third Sector: Comparative Studies of Non-profit Organizations*, New York, Walter de Gruyter.  
 Domini, Amy L & P. D. Kinder [1984] *Ethical Investing*, Reading, Mass, Addison Wesley.  
 Domini, Amy L [2001] *Socially Responsible Investing: Exploration of the philosophy underlying SRI*, Chicago, Dearborn Trade.  
 Drucker, Peter F [1990] *Managing the Nonprofit Organization*, New York, Harper Collins Publishers (上田純生他訳『非営利組織の経営 原理と実践』ダイヤモンド社, 1991年)。  
 Edwards, M. and Hulme, D. Ed. [1996] *Beyond the Magic Bullet: NGO Performance and Accountability in the Post-Cold War World*, West

- Hartford, Kumarian Press.
- Foundation Center [2003a] *Foundation Yearbook* (Highlights), Foundations Today Series. <http://www.fdncenter.org>
- [2003b] *Foundation Giving Trends*, Foundations Today Series.
- Friedmann John [1992] *Empowerment : The Politics of Alternative Development*, Cambridge, Blackwell (斉藤千宏他訳『市民・政府・NGO : 「力の剥奪」からエンパワーメントへ』新評論).
- James Estelle, S. Rose-Ackerman [1986] *The Nonprofit Enterprise in Market Economics*, New York, Harwood Academic Publishers. (田中系敬文訳『非営利団体の経済分析 学校, 病院, 美術館, フィランソロピー』多賀出版, 1993年).
- Kotler Philip [1982] *Marketing for nonprofit organizations*, Englewood Cliffs, N. J, Prentice-Hall (2<sup>nd</sup> ed) (井関利明監訳『非営利組織のマーケティング戦略 : 自治体・大学・病院・公共機関のための新しい変化対応パラダイム』第一法規出版).
- Putnam, Robert D (with R. Leonardi and R. Y. Nanetti [1993] *Making Democracy Work : Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton, NJ, Princeton University Press (河田潤一訳『哲学する民主主義 伝統と改革の市民的構造』NTT出版, 2001年).
- [2000] *Bowling Alone : The Collapse and Revival of American Community*, New York, Simon & Schuster.
- Salamon Lester, M [1997] *Holding the Center : America's Nonprofit Sector at a Crossroads*, New York. The Nathan Cummings Foundation (山内直人訳『NPO最前線 岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店, 1999年).
- Sen Amartya [1981] *Poverty and Famines : an essay on entitlement deprivation*, Oxford, Oxford University Press (黒崎卓他訳『貧困と飢饉』岩波書店, 2000年).
- [1999] *Development as Freedom*, Oxford, Oxford University Press (石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年).
- Social Investment Forum [2001] *2001 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States*, Washington, DC.

本稿は2003年度名城大学経済・経営学会助成金を受けた成果発表の一部である。この場をお借りして同学会に深く感謝申し上げたい。